

令和8年度三重県外国人介護人材受入支援事業委託業務 仕様書

1 事業目的

介護分野における人材不足は深刻であり、外国人介護人材の受入れは喫緊の課題である。国の外国人人材受入制度の拡充に伴い、外国人の受入れに既に取り組む県内の介護施設がある一方で、外国人材の受入れに関するノウハウがないこと等により、雇用を躊躇する施設も少なくない。

本事業では、外国人介護人材の県内介護施設等への受入れを促進するため、外国人受入について理解を深めるためのセミナーを開催する。

2 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

3 業務内容

(1) 外国人介護人材受入支援セミナーの開催

① 概要

県内介護施設等（※1）を対象に、外国人介護人材受入支援セミナー（以下、「受入支援セミナー」）を開催する。なお、受託者は、受入支援セミナーの広報周知及び当日の運営等、説明会実施に係る一切の業務を行うものとする。

※1…三重県内に所在する介護保険法に基づく介護サービス事業所等を想定している。

② 業務内容の詳細

(i) 受入支援セミナーの周知

・周知は、チラシの頒布及びメール等、集客に適切な方法を受託者が設定すること。

※送付先となる県内の介護サービス事業所一覧については、県ホームページに「県指定 介護保険事業所 一覧」として掲載している。

(ii) 受入支援セミナーの準備・募集

・申込者の受付や参加決定通知等の事務については、全て受託者が行うこと。

・説明会等の会場や必要な機材の手配については、受託者が行うこと。

(iii) 受入支援セミナーの講義内容の決定及び資料の作成等

・受入支援セミナーの詳細な内容や資料については、契約後委託者と協議のうえ決定すること。対面型で開催する場合、説明会等で配布する資料は、受託者が印刷すること。

・受入支援セミナーの企画案については、受託者が企画提案すること。なお、説明会等の内容は、全実施回共通の内容で実施しても、各回異なる内容で実施しても

構わない。

○受入支援セミナーの内容

外国人材（特定技能外国人等）の受入に必要な準備、費用負担等、外国人介護人材の受入を促進するために必要な情報やノウハウについて説明すること。また、令和9年4月から運用開始予定の育成就労制度についても可能な限り情報収集し、最新情報について説明すること。なお、初めて外国人介護人材の受入を検討する介護施設等でも理解できる内容とすること。

③ 開催回数

3回以上

④ 開催方法

対面型、オンライン型、対面とオンラインの併用、いずれの開催方式でも可とする。

⑤ 参加目標施設数

合計45施設以上

⑥ 企画提案を求める事項

- 1 受入支援セミナーの企画案（プログラムの概要等）
- 2 受入支援セミナーの開催方法、開催回数
- 3 受入支援セミナーの実施体制
- 4 受入支援セミナーの周知方法等
- 5 プログラムの内容や実施方法、集客方法等で工夫した点や独自性

(2) 外国人介護人材定着支援セミナーの開催

① 概要

県内介護施設等のうち、定着に課題を有する介護施設等を対象として外国人介護人材定着支援セミナー（以下、「定着支援セミナー」という）を開催する。なお、受託者は、定着支援セミナーの広報周知及び当日の運営等、定着支援セミナー実施に係る一切の業務を行うものとする。

② 業務内容の詳細

(i) 定着支援セミナーの周知

- ・周知は、チラシの頒布及びメール等、集客に適切な方法を受託者が設定すること。

※送付先となる県内の介護サービス事業所一覧については、県ホームページに「県指定 介護保険事業所 一覧」として掲載している。

(ii) 定着支援セミナーの準備・募集

- ・申込者の受付や参加決定通知等の事務については、全て受託者が行うこと。
- ・定着支援セミナーの会場や必要な機材の手配については、受託者が行うこと。

(iii) 定着支援セミナーの講義内容の決定及び資料の作成等

- ・定着支援セミナーの詳細な内容や資料については、契約後委託者と協議のうえ決

定すること。対面型で開催する場合、定着支援セミナーで配布する資料は、受託者が印刷すること。

- ・定着支援セミナーの企画案については、受託者が企画提案すること。なお、定着支援セミナーの内容は、全実施回共通の内容で実施しても、各回異なる内容で実施しても構わない。

○定着支援セミナーの内容

介護施設等における外国人介護人材の就労・定着が促進される内容、定着に課題を有する介護施設等の課題解決に繋がる内容とすること。

③ 開催回数

3回以上

④ 開催方法

対面型、オンライン型、対面とオンラインの併用、いずれの開催方式でも可とする。

⑤ 参加目標施設数

合計45施設以上

⑥ 企画提案を求める事項

- 1 定着支援セミナーの企画案（プログラムの概要等）
- 2 定着支援セミナーの開催方法、開催回数
- 3 定着支援セミナーの実施体制
- 4 定着支援セミナーの周知方法等
- 5 プログラムの内容や実施方法、集客方法等で工夫した点や独自性

(3) 個別相談の実施

① 概要

外国人介護人材の受入れについてより詳細な相談（マッチング支援等）を希望する施設に対して、個別相談を実施する。

② 業務内容の詳細

受入支援セミナー又は定着支援セミナーの参加者のうち、より詳細な相談（マッチング支援等）を希望する施設に対して、個別相談を実施すること。

個別相談は、施設からの希望に応じて、随時対応とする。

③ 業務内容の留意事項

- ・マッチング支援は、在留資格「特定技能」の人材の紹介を想定する。海外現地情勢が変動した場合でも人材紹介が可能となるよう、複数の国（インドネシア、ベトナム等の特定技能に関する二国間の協力覚書締結国）からの送り出しが可能であることを、受託者の要件とする。
- ・外国人介護人材と県内介護施設等とのマッチングに係る経費（面談会参加に係る費用やマッチング成立時における人材紹介料等）及び外国人介護人材の受入れに係る

経費（入国手続きに係る書類作成費、渡航費、登録支援機関費用等）については、全て介護施設等が負担することを前提としている。受託者は、これらの費用が委託料に含まれないことについて、留意すること。

④ 企画提案を求める事項

- 1 個別相談の実施方法、内容、実施体制
- 2 個別相談において工夫した点や独自性

4 業務完了報告

受託者は、本事業終了後、委託業務完了報告書を委託者に提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和9年3月12日（金）
- (2) 提出先 三重県医療保健部長寿介護課
- (3) 提出方法等
電子データ1部を提出するものとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、委託者と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

7 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

委託者は、必要に応じ、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は委託者と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

受託者は委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あら

はじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を委託者に提出し、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。再委託を認めた場合、受託者が再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて委託者が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- イ 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ウ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- エ 受託者は、その他関係法令を遵守すること。
- オ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 留意事項

- ア 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- イ 受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- エ 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- オ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- カ その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

8 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部長寿介護課 介護人材確保班 担当：渡邊

電話番号 059-224-2262 ファックス番号 059-224-2919

メールアドレス chojus@pref.mie.lg.jp